

令和8年8月25日

内閣官房長官
木原 稔 殿

令和8年8月千葉豪雨災害について緊急要望

国民民主党

8月13日から14日にかけて線状降水帯が発生し、記録的な大雨となり、特に千葉県において、深刻な被害が生じました。尊い人命が失われるとともに、多数の自動車の水没等や、道路・河川の被害、土砂災害が発生した他、浸水により多くの家屋が被災しました。つきましては被災地域における国民の生活や経済活動が一日でも早く回復するよう、下記要請致します。

記

1. 激甚災害の早期指定

○公共土木施設、農地・農業用施設等の災害復旧及び商工業者への支援等を円滑かつ早急に行う必要があることから、今回の被害状況や都市型災害の特異性に応じた配慮を行いつつ、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として早期に指定し、特別の財政措置を講ずること。

2. 被災者の生活再建支援の拡充

○被災者の生活再建支援にあたっては、支援対象外となっている被害程度区分（半壊、準半壊及び一部損壊）・マンション等への支援拡大や、被害程度区分によらず、停電・断水等により居住困難となっている被災者・生活に支障が生じながら居住を続ける被災者への対応等、被害の実態に即した支援を行うこと。

3. 水没車両等に対する対応・支援

○道路等から撤去した車両の所有者と地方自治体等が円滑に連絡を取れない状況に対して迅速に対応を講じること。

○走行不能となった自動車の自動車税、自動車重量税の免除や、保険会社が行う被害査定について円滑に行われるよう連携することをはじめ、所有車に被害を受けた被災者の生活再建支援に配慮すること。

○道路復旧のための放置車両のレッカー移動費用等、被災者に請求できない自治体の費用負担について支援を行うこと。

4. 公共インフラ(道路・鉄道等)の復旧

○道路、鉄道施設、公共土木施設等の迅速な復旧に向けて必要な措置を講じること。

5. 医療・福祉(介護・障がい・保育)への支援

○被災した医療・福祉施設に対し、施設や医療用設備等の復旧に要する経費に係る財政支援など、必要な支援を速やかに行うこと。また報酬や運営費の算定において柔軟に対応し、事業の継続性を図ること。

6. 農業従事者等への支援

○今回の豪雨が多く作物の収穫時期と外れていること等も踏まえ、例えば令和元年台風15号の時の支援措置も参考に、被害を受けた農業従事者等や農地・農道・農業用施設に必要な支援を講じること。

○農業共済制度・収入保険の加入率の現状等を踏まえ、被災者が離農することなく営農を継続できるよう支援を講じること。

7. 中小企業・小規模事業者に対する支援及び雇用の継続

○被災した中小企業・小規模事業者の生業(なりわい)支援に向け、円滑な資金繰りの支援をはじめ、施設・設備の復旧や販路開拓等の取組に対する重点的な支援並びに雇用の継続を図るため雇用調整助成金の適用に際して特段の配慮を行うこと。

8. 災害廃棄物の処理

○発生した災害廃棄物等の処理について、予算の確保及び早期の採択、さらには手厚い財政支援を講ずること。

9. 地方交付税等による財政支援の実施

○県及び被災市町村の特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業の予算確保に特段の配慮を行うこと。

10. 治水対策等の推進

○今回の豪雨も含め従来想定しなかったような災害が発生していることを踏まえ、ハザードマップの整備及び再整備も含めた浸水対策や帰宅困難者への対策に必要な予算を確保すること。

○近年の豪雨状況に応じた既存排水ポンプ等の停電対策並びに新規の施設整備を推進すること。

11. 申請の手続き・スケジュール等における配慮

○支援メニューの申請に要する手続きやスケジュール等について十分な猶予期間を持たせるなど、被災地域の実情を考慮し配慮を行うこと。

以上